

(別記様式第1号)

| | |
|--------|------|
| 計画作成年度 | 令和5年 |
| 計画主体 | 清里町 |

清里町鳥獣被害防止計画

担当部署名 清里町役場産業建設課産業振興グループ
所在地 斜里郡清里町羽衣町13番地
電話番号 0152-25-2131
FAX番号 0152-25-3571
メールアドレス g-sangyo@town.kiyosato.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--------------------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ・ユキウサギ・キタキツネ・ヒグマ・カラス |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 清里町 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度から令和3年度まで）

| 鳥獣の種類 | 被害作物 | 被害の現状 | | | | | |
|-------|-----------|--|--------|--------|-----------|---------|---------|
| | | 被害面積 (ha) | | | 被害金額 (千円) | | |
| | | 元年 | 2年 | 3年 | 元年 | 2年 | 3年 |
| エゾシカ | 馬鈴薯 | 45.90 | 45.63 | 63.41 | 1,790.1 | 1,779.6 | 2,473.0 |
| | てんさい | 55.95 | 92.21 | 87.93 | 2,685.6 | 4,426.1 | 4,220.6 |
| | 麦類 | 8.85 | 24.16 | 34.00 | 283.2 | 773.1 | 1,088.0 |
| | 計 | 110.70 | 162.00 | 185.34 | 4,758.9 | 6,978.8 | 7,781.6 |
| | 森林被害 | 広域で移動し幼木の食害などの被害が発生している。 | | | | | |
| ユキウサギ | 馬鈴薯 | - | - | 8.35 | - | - | 325.7 |
| | てんさい | 24.35 | 25.70 | 18.20 | 1168.8 | 1,233.6 | 873.6 |
| | 麦類 | - | - | 5.60 | - | - | 179.2 |
| | 計 | 24.35 | 25.70 | 32.15 | 1168.8 | 1,233.6 | 1,378.5 |
| キタキツネ | 馬鈴薯 | - | 2.91 | 5.87 | - | 113.5 | 228.9 |
| | てんさい | - | 14.65 | 12.60 | - | 703.2 | 604.8 |
| | 麦類 | - | 0.10 | 4.53 | - | 3.2 | 145.0 |
| | 計 | - | 17.66 | 23.00 | - | 819.9 | 978.7 |
| | 畜産生産環境被害 | 牛舎内への侵入による家畜伝染病感染の恐れや畜舎の衛生環境の悪化などの被害が発生している。 | | | | | |
| ヒグマ | てんさい | 15.85 | 17.30 | 18.80 | 760.8 | 830.4 | 902.4 |
| | 生活環境被害 | 人身事故の恐れ・精神的被害・農作業の遅れなど、被害額に算定できない被害が発生している。 | | | | | |
| カラス | てんさい | - | - | 0.50 | - | - | 24.0 |
| | 麦類 | - | - | 1.50 | - | - | 48.0 |
| | 畜産・生活環境被害 | 牛舎への侵入による畜舎の衛生環境の悪化等の被害、加えて子育て時期の攻撃性の増加による人的被害など額に算定できない被害が発生している。 | | | | | |

※表内の「-」については、未集計のものを指す。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

| | |
|-------|--|
| エゾシカ | <p>エゾシカは清里町一円に生息しており、侵入防止柵の周りを歩きながら常に侵入出来るかを伺っている。侵入防止柵が張られていない箇所はもちろんのこと、倒壊した箇所、河川等侵入防止柵の設置が困難な箇所等から山際や河川近くの畑に侵入しており、また、防風林や点在する林地等に潜んでいるエゾシカもいるため、防風林・林地付近の畑へも侵入し、農作物への食害等甚大な被害が出ている。</p> <p>加えて、冬季は積雪箇所から防止柵を飛び越え侵入するなど、越冬のための餌を探して出現しており、特に林業に関して、通年発生している広葉樹林の幼木の枝葉の食害はもちろんのこと、針葉樹林においても樹皮が食べられる被害が発生しているなど森林被害も発生している。</p> <p>さらには、町内の幹線路にも出没して、交通障害になるなど生活環境の被害も発生している。</p> |
| ユキウサギ | <p>柵のすきまなど様々な箇所から畑に侵入し、町内の基幹作物に被害がでている。</p> |
| キタキツネ | <p>柵のすきまなど様々な箇所から畑に侵入し、畑の踏み荒らしに限らず、てん菜等を中心に近年農作物への被害が増加傾向にある。</p> <p>また、畜舎等に侵入し、飼料等の飛散や糞尿を巻き散らすなど畜舎の衛生環境を悪化させており、飼養衛生管理の遵守が基本となる町内の畜産経営に多大な影響をもたらしている。</p> <p>さらには、市街地にも出没し、交通障害、家庭菜園への被害など一般の生活環境に対しても悪影響を及ぼしている。</p> |
| ヒグマ | <p>出没回数が多く、精神的被害、人身被害の懸念等、農作業に支障をきたすなどの被害がある。作業時間をずらすなどの作業者の注意によって人身事故の発生には至っていないが、農作物被害に限らない多大な被害を発生させている。</p> |
| カラス | <p>農作物の被害のほか牛等の畜産被害、家庭菜園等への被害も発生しており、農作業時はもちろん、農作業から離れている際にも、襲われるなどの人的被害が発生している。</p> |

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和6年度） |
|-------|--------------------------------|-----------------------------|
| エゾシカ | 被害面積 185.34ha 被害金額 7,782 千円 | 畑作被害面積及び金額の 30%削減を目標とする。 |
| ユキウサギ | 被害面積 32.15ha 被害金額 1,379 千円 | 畑作被害面積及び金額の 10%削減を目標とする。 |
| キタキツネ | 被害面積 23.00ha 被害金額 978,7 千円 | 畑作被害面積及び金額の 10%削減を目標とする。 |
| ヒグマ | 被害面積 18.80ha 被害金額 902 千円 | 畑作被害面積及び金額の 10%削減を目標とする。 |
| カラス | 被害面積 2.00ha 被害金額 72千円 | 畑作被害面積及び金額の 10%削減を目標とする。 |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | 【シカの個体数の減少対策】 ・侵入シカの捕獲要請。 ・パトロール及び捕獲。 ・爆竹による追い払いや爆音機の設置。 | 【シカの個体数の減少対策】 ・夜間の出没（柵内への侵入） 個体に対して効果がない。 一時的な効果はあるが、持続性がない。 ・罠い罠等新たな捕獲方法の検討。 |
| | 【ハンターの育成】 ・狩猟免許取得に係る費用の助成。 ・射撃研修会（猟銃の射撃技能向上講習会） | 【ハンターの育成】 ・高齢化等による猟友会員の引退に伴う会員の減少。 |

| | | |
|---------------|---|---|
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の点検。 ・老朽化および破損した木製侵入防止柵の補強。 ・倒木等による金網フェンス切断箇所の補修。 ・侵入防止柵設置部分の枝払い・下草刈り。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業者で構成する「清里町シカ柵維持管理組合」で侵入防止柵を維持管理しているが、柵の老朽化による破損や積雪による柵の飛び越えにより柵の中にシカが侵入し被害がでている実態にある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカ・ヒグマなどについてその出現が多いポイント、時間等（朝・夕方）を関係者を通じて周知している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周知をしているものの、依然として交通障害等の生活被害や畑での遭遇などの身体・精神的被害が減少していない。 |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

既存の組織を中心に、「清里町農作物鳥獣被害防止対策協議会」を組織し、農業被害情報の共有化を図りながら対象鳥獣の捕獲を進めるなど適切な方策を講じることにより農作物の被害面積を削減する。

侵入防止柵の設置等に関する取組として補助事業を活用した鳥獣被害防止のための侵入防止柵等の設置を推進する。

また、猟友会を中心とした関係機関と連携しながら餌による誘因等捕獲の効率化に向けた取組を進める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【体制】

○捕獲の実施全般 : 北海道猟友会斜里支部清里分会

○総務、情報収集等 : 清里町役場

○被害の把握 : 清里町農業協同組合

【その他】

北海道猟友会斜里支部清里分会が推薦する有害鳥獣駆除従事者を中心に銃器、箱わななどによる捕獲体制を整備する。

鳥獣被害対策実施隊については、有害鳥獣駆除従事者を中心に編成し、関係機関と連携を図り、捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------|--|
| 令和5年度 | エゾシカ キタキツネ ヒグマ | ・狩猟免許取得者の確保を図るため、普及・啓発活動を実施。 ・被害報告から捕獲活動までの一連の体制を整備し、関係団体等との連携協会を図る。 ・特にエゾシカについては、一斉捕獲の実施などで捕獲頭数の増加、ハンターの育成を図る。 |
| 令和6年度 | エゾシカ キタキツネ ヒグマ | ・狩猟免許取得者の確保を図るため、普及・啓発活動を実施 ・被害報告から捕獲活動までの一連の体制を整備し、関係団体等との連携協会を図る。 ・特にエゾシカについては、一斉捕獲の実施などで捕獲頭数の増加、ハンターの育成を図る。 |
| 令和7年度 | エゾシカ キタキツネ ヒグマ | ・狩猟免許取得者の確保を図るため、普及・啓発活動を実施 ・被害報告から捕獲活動までの一連の体制を整備し、関係団体等との連携協会を図る。 ・特にエゾシカについては、一斉捕獲の実施などで捕獲頭数の増加、ハンターの育成を図る。 ・箱罟や止め差しを使った効率的な捕獲を図る。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| <p>エゾシカ、ユキウサギ、キタキツネについては、熟練ハンターの高齢化を踏まえつつ近年の捕獲実績及び被害状況に基づき設定する。</p> <p>ヒグマ及びカラスについては、人や農作物への危険性及び被害が発生した場合にのみ捕獲することとし、年間捕獲数は設定しない。</p> |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| エゾシカ | 500 | 500 | 500 |
| ユキウサギ | — | — | — |
| キタキツネ | 60 | 60 | 60 |
| ヒグマ | — | — | — |
| カラス | — | — | — |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| <p>銃器による有害鳥獣の捕獲は、鳥獣保護区を除く清里町一円において、4月～3月中旬の期間に実施。</p> <p>キタキツネの箱わなは、鳥獣保護区を除く清里町一円において、通年で実施。</p> <p>ヒグマの箱わなは、被害の多い5月～11月に実施。</p> |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| |
|---|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| <p>エゾシカ及びヒグマは体格が大きく、警戒心が強いため射撃距離が長く、殺傷力のあるライフル銃による捕獲活動が必要であることから、対象鳥獣捕獲員が業務上ライフル銃を所持及び使用する必要があると認められる場合は協力をすることとする。</p> <p>捕獲実施は、4月～3月中旬の期間に清里町一円を対象とする有害駆除を行う。</p> |

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|-----------|
| 清里町一円 | キタキツネ、カラス |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| エゾシカ | 金網柵 3,100m | 被害状況を勘案し、清里町鳥獣被害防止対策協議会で検討する。 | 被害状況を勘案し、清里町鳥獣被害防止対策協議会で検討する。 |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| エゾシカ | 協議会と受益者との連携による適正な管理 | 協議会と受益者との連携による適正な管理 | 協議会と受益者との連携による適正な管理 |

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 令和5年度 | エゾシカ ユキウサギ キタキツネ ヒグマ カラス | 地域において普及啓発を図るとともに、住民周知体制の強化を図る。 |
| 令和6年度 | エゾシカ ユキウサギ キタキツネ ヒグマ カラス | 地域において普及啓発を図るとともに、住民周知体制の強化を図る。 |
| 令和7年度 | エゾシカ ユキウサギ キタキツネ ヒグマ カラス | 地域において普及啓発を図るとともに、住民周知体制の強化を図る。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

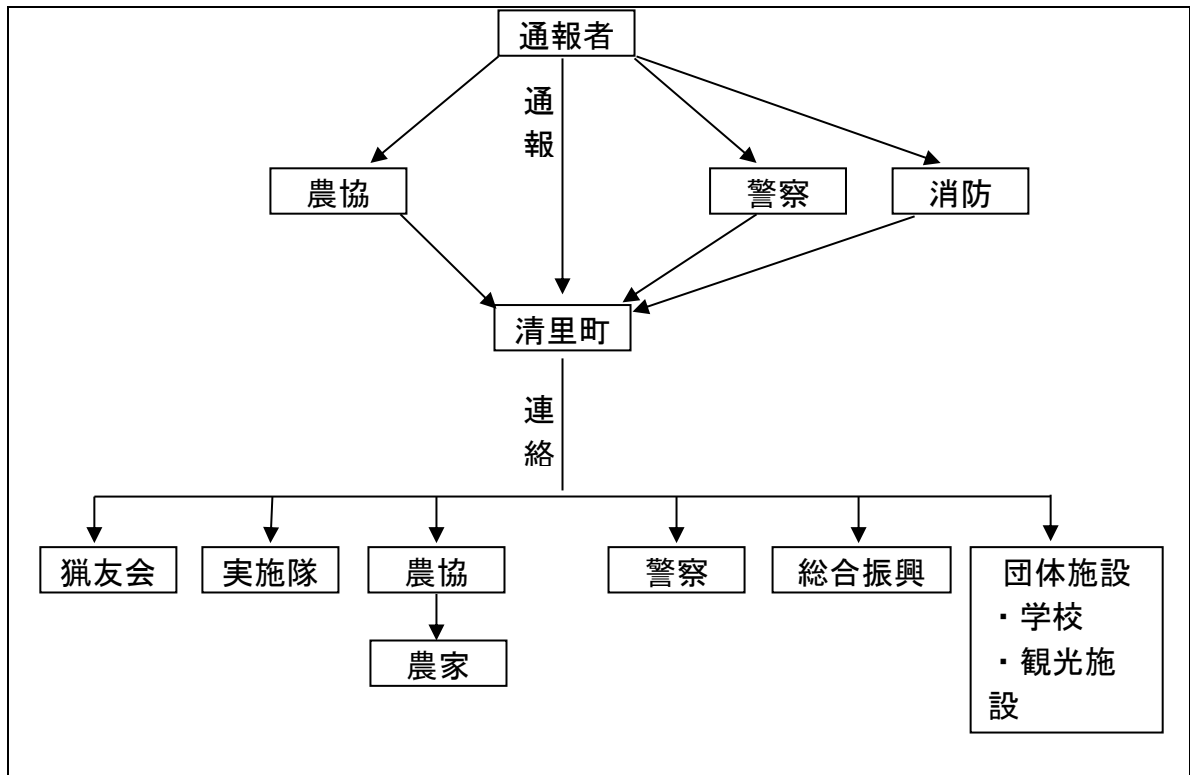
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------------|------------------------------|
| オホーツク総合振興局 | 有害鳥獣危機対応に関する協議、指導・助言 |
| 北海道警察 | 有害鳥獣危機対応の現場対応及び付近住民や通学路の安全対策 |
| 清里町鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲、助言・指導 |
| 北海道猟友会斜里支部 清里分会 | 捕獲に対する協力、助言・指導 |
| 清里町農業協同組合 | 情報の収集、広報 |
| 斜里地区消防組合清里分署 | 情報の収集 |
| 清里町 | 関係機関との全体調整、総務全般 情報収集、広報 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・エゾシカの処理については、残しボックス等への持ち込み等適切に処理し、止むを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理にする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

残し処理の課題解決のため、町内で適当な残し受入確保体制を確保すべく検討を進める。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効利用の方法を含めて検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 清里町農作物鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------------------|------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 清里町役場産業建設課 | 防止計画策定、関係機関との全体調整、総務全般 |
| 清里町農業協同組合 | 農作物被害把握、防止施策の実施等 |
| 北海道猟友会斜里支部 清里分会 | 捕獲等の被害防止活動及びパトロール |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|----------------------|--------------------|
| オホーツク総合振興局 | 鳥獣被害防止に関する協議、指導・助言 |
| 網走農業改良普及センター 清里支所 | 鳥獣被害防止に関する指導・助言 |
| 清里町シカ柵維持管理組合 | エゾシカ侵入防止柵の維持管理 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣駆除従事者を中心に編成し、関係機関との連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。